

# お知らせ

## 任意継続被保険者の標準報酬月額 及び保険料額の上限定について

事業所を退職後に、任意継続被保険者資格を取得された方の標準報酬月額につきましては、

①適用事業所の被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額

②前年度9月30日における当該健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額による標準報酬月額

上記、①か②のいずれか少ない額をその方の標準報酬月額とすると定められております（健康保険法第47条）。

当健康保険組合の昨年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額が331,256円でありましたので、平成29年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、次のとおり改定となりますのでお知らせいたします。

○平成29年度 任意継続被保険者 標準報酬月額上限

340千円（改定前320千円）

※平成29年4月から平成30年3月の、1ヵ月あたりの保険料額は、健康保険料34,000円、介護保険料5,882円が上限となります。

○退職後に、任意継続被保険者資格を取得される方は、上記のことにご留意いただきますようお願いいたします。

○すでに任意継続被保険者となられている方につきましても、退職時の標準報酬月額が340千円以上であった方は、上記のとおり改定となります。